

## 国税庁ホームページ「タックスアンサー」をご利用ください

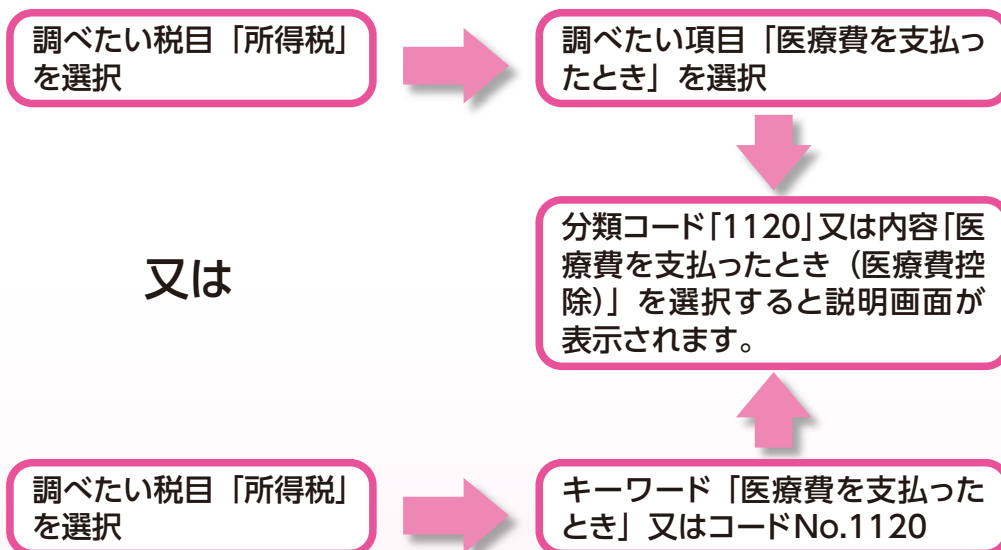
タックスアンサーは、国税に関するインターネット上の税務相談室です。よくあるご質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができます。また、キーワードによる検索もできます。確定申告書作成の参考としてぜひご利用ください。

### ■タックスアンサーへのアクセス方法

国税庁ホームページ又は以下のアドレスからご利用ください。  
検索サイトで、「タックスアンサー」と検索しても、ご覧いただけます。  
◇<http://www.nta.go.jp/taxanswer>  
※パソコン及び携帯電話両方からアクセス可能です。

### ■パソコンでの具体的な利用のしかた

(例) No.1120「医療費を支払ったとき(医療費控除)」について調べる場合  
国税庁ホームページから、「タックスアンサー」をクリックして、



◇「タックスアンサーコード一覧」は、国税庁ホームページ「タックスアンサー」の「税務相談室からのお知らせ」に掲載しております。

◇携帯サイトでは、キーワード検索の使用はできません。

### ■電話相談センターのご案内

国税庁では、電話による国税に関する一般的な相談を、国税局及び国税事務所ごとに設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けております。最寄りの税務署へ電話をおかけいただき、自動音声案内に従って、番号「1」を選択していただくと、国税局の「電話相談センター」につながりますので、ご利用ください。

なお、確定申告期におきましては、番号「0」を選択していただくと、「確定申告電話相談センター」につながりますので、こちらもご利用ください。

問い合わせ先 稚内税務署 電話 (0162) 33-1155

消費税の8%への引き上げ後に家を買った人、これから買う人

## 「すまい給付金」をご存知ですか？

- ・「すまい給付金」は、4月の8%への消費税引き上げに伴い、国土交通省により、住宅購入者の負担軽減のため実施されています。収入に応じて、最大30万円を受け取ることができます。(消費税8%時)
- ・需給の条件や支給額、申請の方法などは「すまい給付金」事務局の問い合わせ窓口で確認できます。

問い合わせ先

すまい給付金事務局 電話番号 0570-064-186 (ナビダイヤル)  
※毎日午前9時から午後5時まで(土日祝含む)